



福岡医発第2913号(地)
平成25年 3月12日

各医師会長殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

「ウイルスプロテクター」の使用に伴う製品事故について

標記の件につきまして、厚生労働省医薬食品局審査管理課より福岡県保健医療介護部を通じて別添のとおり連絡がありました。

ERA Japan 株式会社が輸入・販売している「ウイルスプロテクター」に係る製品事故について、消費者庁から平成25年2月18日付けで報道発表「次亜塩素酸ナトリウムを含むとの表示がある「ウイルスプロテクター」をお持ちの方は直ちに使用を中止してください。」で国民向けの注意喚起があり、厚生労働省においても消費者への周知・注意喚起、都道府県等への情報提供のために、ERA Japan 株式会社が自主回収に着手したことを別添のとおり公表しています。

つきましては、貴会におかれましてもご丁知頂くとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療安全管理担当理事 島田昇二郎
会長 蒲池 壽

(公印省略)

24薬第4220号

平成25年3月1日

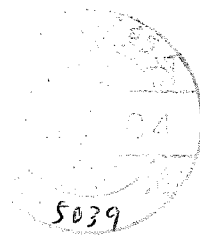
社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部薬務課長

(生産指導係)

「ウイルスプロテクター」の使用に伴う製品事故について

標記の件について、平成25年2月22日付け薬食化発0222第2号により、厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。





薬食化発0222第2号
平成25年2月22日

各

都道府県
政令市
特別区

衛生主管部（局）家庭用品安全対策主管課御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課
化学物質安全対策室 長



「ウイルスプロテクター」の使用に伴う製品事故について

ERA Japan株式会社が輸入・販売している「ウイルスプロテクター」に係る製品事故について、消費者庁から平成25年2月18日付けで報道発表「次亜塩素酸ナトリウムを含むとの表示がある「ウイルスプロテクター」をお持ちの方は直ちに使用を中止してください。」で国民向けの注意喚起があり、当室では本日付けで、消費者への周知・注意喚起、都道府県等への情報提供のために、ERA Japan株式会社が自主回収に着手したことを別添のとおり公表しました。

つきましては、消費者への周知・注意喚起、事故情報の収集等についてご協力をお願いします。





ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

報道関係者 各位

平成 25 年 2 月 22 日 (金)

医薬食品局審査管理課

化学物質安全対策室

室 長 長谷部 和久 (内線 2421)
(担当)

室長補佐 佐々木 正大 (内線 2910)

微量化学物質専門官 古田 光子 (内線 2426)

化学物質係長 加藤 革己 (内線 2424)

(代表電話) 03(5253)1111

(直 通) 03(3595)2298

「ウイルスプロテクター」の自主回収を開始しました

「ウイルスプロテクター」について、その輸入業者である ERA JAPAN 株式会社が自主回収を平成 25 年 2 月 22 日 (金) から開始しましたのでお知らせします。

この製品は、既に平成 25 年 2 月 18 日付けで消費者庁が直ちに使用を中止するよう注意喚起を行っていますが、製品を使用された消費者が化学やけどを発症する事例が続けて報告されたため、自主回収の判断に至りました。

当省は、輸入元に対し消費者への注意喚起に万全を期すよう指導し、地方自治体に情報を提供し、消費者への周知・注意喚起について協力を要請しています。また、今回の公表後も引き続き消費者庁をはじめとする関係省庁、地方自治体および会社側と協力して、対象製品による事故の情報収集に努め、適切な措置を講じます。

なお、現在、上記の株式会社が専用の相談窓口(フリーダイヤル 0120-988-030)を設置していますので、お手元にある当該製品に関する相談はこちらにお願いします。

また、お手元にある製品は、使用しないで下さい。製品の使用により、赤み、はれ、かゆみなどの症状が認められた場合は、ただちに皮膚科専門医を受診するとともに、上記相談窓口への連絡をお願いします。

回収の詳細については、この報道発表の別紙および販売元のホームページ(<http://www.printing-daitoku.co.jp/>)をご参照下さい。

(参考)

消費者庁、平成25年2月18日付け報道発表「次亜塩素酸ナトリウムを含む
との表示がある「ウイルスプロテクター」をお持ちの方は直ちに使用を中止し
てください。」

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/130218kouhyou_1.pdf

「ウイルスプロテクター」の回収について

1. 販売名

ウイルスプロテクター

2. 数量及び出荷時期

出荷数量：727,604 個

出荷時期：平成 25 年 1 月 15 日～平成 25 年 2 月 8 日

3. 輸入業者

名 称：ERA Japan株式会社

所在地：愛知県小牧市外堀 1 丁目 233 番地

4. 回収理由

症 例：平成 25 年 2 月 4 日に、ウイルスプロテクターを首から下げて、乳幼児を抱いていたところ、乳幼児の胸部が化学火傷を負う事故が報告された。

件 数：上記の症例を含め、平成 25 年 2 月 20 日現在重複事例等確認中の症例も含め 50 件の事故報告を受けている。

回収理由：①製品に対する安全性の検討が十分でなかったこと、②平成 25 年 2 月 5 日以降、妊婦や乳幼児に使用しないことなど、その時点で考えられる追加の使用上の注意を同封し消費者に注意喚起を行ったものの、同様の事故が継続して発生したため、自主的に回収することといたしました。

5. 危惧される具体的な健康被害

商品にスリット（隙間）が空いているため、商品を使用する際、直接肌に触れたり薄着の上から使用したりした場合、①汗に成分が溶解して、塩素の発生が加速されたことによる熱傷、②クエン酸、シュウ酸が汗に溶解した際の酸による熱傷、または③次亜塩素酸が汗に溶解したことによる熱傷が生ずるといったメカニズムなどにより化学熱傷を負うおそれがあります。このような症状が起こった場合は、速やかに医療機関を受診するようお願い申し上げます。

6. 回収開始年月日

平成 25 年 2 月 22 日

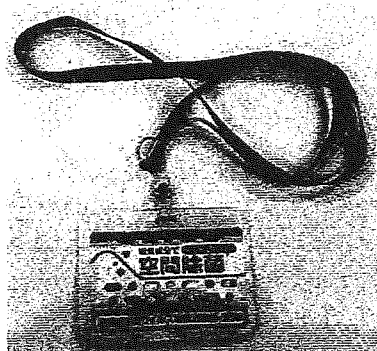
7. 用途等

用 途：身の回りのウイルス・菌の除去・消臭

成 分：次亜塩素酸ナトリウム（塩素成分）、クエン酸、シュウ酸、硫酸塩、
吸収性材料

サイズ：パッケージ 155 mm×113 mm 商品サイズ 76 mm×94 mm

写 真：



8. 担当者及び連絡先

輸入元 会社名：ERA Japan株式会社

住 所：愛知県小牧市外堀 1 丁目 233 番地

発売元 会社名：株式会社ダイトクコーポレーション

住 所：石川県金沢市大野町 4 丁目レ 40 番 169

ホームページURL：<http://www.printing-daitoku.co.jp/>

問い合わせ先 ERA Japan株式会社 お客様相談室

担 当 者：大西千尋

電 話：0120-988-030

F A X：0120-342-552

受付日時：2/23（土）2/24（日） 9：30～17：00

2/25 以降 月～金 9：30～17：00